11　主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定及び主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価にあつては、その算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

（第四面）

建築物別概要

【１．番号】～【４．構造】　（略）

【５．主要構造部】
□耐火構造　□建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造（準耐火時間：　　分）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）

【６．建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
□建築基準法施行令第109条の５第１号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第１項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第110条第１号に掲げる基準に適合する構造

【７．防火地域又は準防火地域における対策の状況】
□延焼防止建築物　□準延焼防止建築物　□その他

【８．階数】～【19．備考】　（略）

（注意）
１．～３．　（略）
４．第三面関係
①～㉓　（略）
㉔　建築基準法第86条の７、同法第86条の８又は同法第87条の２の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第３条第２項（同法第86条の９第１項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。
㉕・㉖　（略）
５．第四面関係
①～⑤　（略）
⑥　５欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の３第１項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－１）」（建築基準法施行令第109条の３第１号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ－２）」（同条第２号に掲げる基準に適合

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

（第四面）

建築物別概要

【１．番号】～【４．構造】　（略）

【５．耐火建築物等】
□耐火建築物　□準耐火建築物（イ－１）　□準耐火建築物（イ－２）
□準耐火建築物（ロ－１）　□準耐火建築物（ロ－２）
□耐火構造建築物　□特定避難時間倒壊等防止建築物　□その他

【６．階数】～【17．備考】　（略）

（注意）
１．～３．　（略）
４．第三面関係
①～㉓　（略）
㉔　建築基準法第86条の７又は同法第86条の８の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第３条第２項（同法第86条の９第１項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。
㉕・㉖　（略）
５．第四面関係
①～⑤　（略）
⑥　５欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物（イ－１）」（建築基準法第２条第９号の３イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の２の３第１項第１号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物（イ－２）」（同法第２条第９号の３イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イ－１）に該当するものを除く。）をいう。）、「準耐火建築物（ロ－１）」